6 留意事項に対する履行状況等

| 区 分 | 留意事項 | 履行状況 | 未履行事項について の実施計画 |
|--------------------|------|--|--------------------|
| 認 可 時(平成18年11月30日) | 部に | を年科画け展ね体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ体 を中科画は展れ を中科画は展れ体 を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ を中科画は展れ での研進る突講整は授自め。7。)びで新有才火あ報に互、もの展 での研進る突講整は授自め。7。)びで新有才火あ報に互、もの展 での研進る突講整は授自め。7。)びで新有オ火あ報に互、もの展 での研進る突講整は授自め。7。)びで新有オ火あ報に互、もの展 での研進る突講整は授自め。7。)びで新有オ火あ報に互、もの展 がに曜たまとがのにAも備術にによい1す研加もヨへは院め ・す毎催を、けの。 での研進る突講整は授自め。7。)びで新有オ火あ報に互、もの展 がに曜たまとがに曜た、けの。 をでの研進る突講整は授自め。7。)びで新有オ火あ報に互、もの展 がに曜たまのとうTAによい1す研加もヨへは院め ・す毎催を、けの。 をのよるはでの研進を、動加しくに点こ前全期 がに曜たまのなのとうTAによい1す研加もヨへは院め ・す毎催を、けの。 をのよりで表さいまのの表 がに曜たまのと、がに曜たまの名のとうでの表 がに曜たと、がに曜たまでのでがにをでを がに曜たまでを がに曜たまでのでありで果さ がに曜た大で諸 がに曜たまでのでありで果さ がに曜た大で諸 がに曜た大で諸 がに曜たと、がに曜たまの名 がに曜た、けの。 をのより、日。行一議処 を中科画け展れ体 がに曜たと、がに曜たまでのをし がに曜たまでので、 がに曜たと、 がに曜た、 がにのるのをし は成研置るのをし ・一説研置るのをし ・一説研置るのをし ・一説研置るのをし ・一説研置るのをし ・一説のでと ・一説のでがにをか、 を中科画け展れ体 | 該当なし。 |

| 区 分 | 留 意 事 項 | 履行状況 | 未履行事項について の実施計画 |
|---------------------|---------|------------------------|--------------------|
| 認 可 時 (平成18年11月30日) | | まの行と、判表部相 学的要の開導を後50月用 | 該当なし。 |

① 実施体制

a 委員会の設置状況

長浜バイオ大学ファカルティー・ディベロップメント委員会規程

2006年 5月 16日 排程 第68号

(設置目的)

(FDの対象)

第2条 本学が対象とするFDは各号に定められた範囲とする。

- (1) 本学の専任教員(助手を含む)の活動によるもの。 (2) 本学が雇用する教育・研究の補助職員(実験・実習助手)の活動によるもの。 (3) 本学の専任職員(嘱託職員および契約職員を含む。)の活動によるもの。
- (4) 委員会が認めた非常勤講師の活動によるもの
- SA、RAなどの学生・院生の活動によるもの。 (5) 委員会が認めたTA
- (6) その他、学長が特に認めたもの。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長

(2) 学部長(研究科長)

- (3) 教務部長 (4) 学長が個別に委嘱する者 若干名
- (5) 教務課長および F D 担当者

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、学長が兼任する。 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。 3 委員長に事故があるときは、第3条の3号の委員がその職務を代行する。

(任 務)

第5条 委員会は、教育・研究の能力向上、その他教育改善を図るため、次に掲げる事項を審議し、FDを推進する。

- 東ち宋 安員会は、教育・研究の能力向上、その他教育改善を図るため、次に掲げる
 (1) FD推進ための企画および実施に関すること。
 (2) FDに関する記録および報告書等の作成に関すること。
 (3) 大学が取り組む教育改善に関する講演会、シンポジューム等の支援に関する事項
 (4) 教育・研究などに関する調査やアンケートの企画および分析に関する支援事項。 -ム等の支援に関する事項。
- (5) その他FDに関して委員会が必要と認めた事項

(会 議) 第6条 委員会は、委員の過半数をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。 (改 廃)

第9条

この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

付 BII

この規程は、2006年5月16日から施行する。

- 委員会の開催状況(教員の参加状況含む)→教員の参加状況は、出席者/委員総数で記載。
- ■第1回FD委員会(平成19年2月8日) ・・大学院設立前であったため、学部を含めた総合的な観点から実施。(教員12/12名)
- ■第2回FD委員会(平成19年11月2日)・・大学院設立後、正式なFD委員会として実施。(教員4/4名)
- ■第3回FD委員会(平成19年12月19日) ・・FD委員会の下に作業部会として「小委員会」を発足。(教員3/3名)
- 委員会の審議事項等
- ■第1回:(①FDを取り巻く状況(中教審関連資料と本学規程等) ②授業評価アンケート・授業公開の取り組み

③平成19年度に向けた取り組み

■第2回:①FDに関するこれまでの取り組みと今後の予定(学部・大学院)

②他大学の状況

- ■第3回:①大学院FDの具体化に向けて
 - ②大学院生育成目標の設定
 - ③大学院FDの具体化計画策定
- ② 実施状況(大学院開設以前からの学部共通内容を含む)
 - 実施内容 а
 - ① 授業方法について研究会(学部共通)
 - ② 授業評価アンケート(大学院・学部)
 - ③ 教員相互の授業参観(学部共通)
 - ④ 大学院生指導に係るレポート提出(修士・博士論文中間報告会に向けた課題整理と教員研修兼ねる)
 - 大学院研究室セミナーの実施内容・形式・自己評価に関する報告書の提出 (5)
 - 関西地区FD連絡協議会授業評価ワークショップへの参加(学部共通)

(7) 関西地区FD連絡協議会会員(予定)(学部共通)

b 実施方法

- ① 授業方法について研究会(学部共通)・・いくつかの視点(教育指導上の負担を多く抱えた科目における工夫と実践。外部との接触を通して得られた学生の変化、学生TA・SAの活用をとおして得られた教育実践の紹介等)で抽出した学生満足度が高い授業担当者による報告と意見交換
- ② 授業評価アンケート(大学院・学部)・・授業評価アンケートを授業完結後配布し回収。教員個別にフィードバック。
- ③ 教員相互の授業参観(学部共通)・・平成20年1月実施の授業から学生満足度の高い授業を選択し参観。レポート提出。
- ④ 大学院生指導に係るレポート提出・・修士・博士論文中間報告会に向けた課題整理と教員研修兼ねる。A4版1枚程度
- ⑤ 大学院研究室セミナーに関する報告書の提出··修士·博士論文中間報告会に向けた課題整理。A4版1枚程度
- ⑥ 関西地区FD連絡協議会授業評価ワークショップへの参加(学部共通)··・京都市内開催の会合に学部長が出席。
- ⑦ 関西地区FD連絡協議会会員(予定)(学部共通)・・・FD小委員会委員長が出席予定。
- c 開催状況(教員の参加状況含む)
 - ① 授業方法について研究会(学部共通)・・平成20年3月に実施。平成19年度授業完結後に研修会をもつ。教員24/38名出席
 - ② 授業評価アンケート(大学院・学部)・・前期・後期に1回。すべての授業で実施。
 - ③ 教員相互の授業参観(学部共通)・・平成20年1月実施に実施。レポート提出者は5名程度。
- ④ 大学院生指導に係るレポート提出・・平成20年3月末までに総括レポート提出。(担当者全員提出)
- ⑤ 大学院研究室セミナーに関する報告書の提出・・平成20年3月末までに総括レポート提出。(担当者全員提出)
- d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

修士・博士論文の執筆に向けて、中間報告会を関係教員・学生全員出席のもとで行う予定にしている。 大学院生の育成目標を12項目(例えば、自らの研究の目的が説明できる、研究課題解決に向けての実験法の妥当性 の理解、実験手法の仕組みの理解、等)挙げ、それらの観点から教員がみずからの指導のあり方を自己点検・評価し、 学生指導に生かす。また、そのあり方を教員全体が相互批判するなかで、共有化を図るシステムを作ろうとしている。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

(別紙のとおり)

- ② 自己点検·評価報告書
 - a 公表(予定)時期
 - •平成22年9月 公表予定
 - b 公表方法
 - ・自己点検・評価報告書を刊行し、関係企業、関係諸機関及び希望者に配布。
 - ・大学ホームページ上に公開予定(平成22年9月予定)
- ③ 認証評価を受ける計画
 - ・平成22年度に評価機関(大学基準協会)の評価を受けるべく、学内で検討中。